

企業会計基準公開草案第 68 号

「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」の公表に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

田淵 隆明

★質問 1（原則（開示目的）に照らして開示項目を判断するという本公開草案の基本的な考え方に関する質問）

- ・「開示目的を示したうえで、開示目的に照らして・・・」との基本的な考え方には同意する。
- ・しかし、「開示する具体的な項目と記載内容」については、比較可能性と透明性の確保のため、何らかの(業種毎の)ガイドラインが必要であると考えます。その為には、本基準の強制適用後、3 年程度をメドに ASBJ が主体となって実例を調査し、実務対応報告等の形で纏めるべきである。また、定期的な見直しが必要である。

★質問 2（開示目的の内容に関する質問）

- ・全面的に同意する。

★質問 3（開示する項目の識別に関する質問）

- ・同意しない。

・「項目の識別についての判断のための詳細な基準」は(業種別に)示すべきである。なお、この基準については事後的な見直しが必要になると思われるので、本基準の強制適用後、3 年程度をメドに ASBJ が主体となって実例を調査し、実務対応報告等の形で纏めるべきである。また、定期的な見直しが必要である。

・「識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債であるとしている。」としているが、「新株予約権」の行使見込み、失効の見込みも明記することを義務付けるべきである。また、合わせて発行の予定の記載も、この基準の中で明文で義務化すべきである。

・第 22 項について、「直近の市場価格により時価評価する資産及び負債」のうち、有価証券については、財務諸表等規則の改正案の第 8 条第 68 項及び連結財務諸表規則の改正案の第 2 条第 60 項に定める「レベル 1」のものであることを明示することが必要である。

★質問 4（会計上の見積りの開示の対象とした項目名をまとめて注記することに関する質問）

- ・一部同意しない。「独立の注記」とすることには同意するが、「まとめる」ことには反対である。

- ・開示資料を出来るだけ有用なものとするため、「まとめる」ことは趣旨を没却することになりかねない。

記載量が増えると「紙面の都合が・・・」との意見も出るだろうが、電子化が進展しているので、別冊資料の活用も検討するべきである。（参考：連結財務諸表規則第 13 条第 2 項の但し書き）

★質問 5（項目名に加えて注記する事項に関する質問）

- ・基本的に同意するが、不十分である。
- ・第 8 項の（1）「算出方法」については、計算式を明示すること、変数なパラメータについては定義を明示することも明文で規定するべきである。

★質問 6（個別財務諸表における取扱いに関する質問）

- ・一部、同意しない。
- ・連結財務諸表における記載を参照させる場合は、その旨を明記すれば足りるが、個別財務諸表独特の注記については、算出方法だけではなく見積もりの結果も注記することが必要であることを明記するべきである。

★質問 7（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問 7-1）適用時期に関する質問

- ・全面的に同意する。

（質問 7-2）経過措置に関する質問

- ・全面的に同意する。

★質問 8 (その他)

・第 16 項について、合併/再編等の決定や大規模災害など、重要な後発事象が発生した場合には、見積もりの前提が変わるため、修正した見積もりを開示しなければ利害関係者の判断の誤りを惹起させるリスクがあるため、「直近の四半期」の開示では「修正された見積もり」を開示しなければならないなどの明文化が必要である。勿論、被災の規模が大きく、見積もりの修正の取り纏めが間に合わない場合はその旨を記載するなどの緩和規定も必要である。

・現行の我が国の会計基準では、「新株予約権」は純資産の部に属するが、株主資本を構成していない。IFRS 等に合わせて、「資本剰余金」の一部とするべきである。

・現行の我が国の連結会計基準では、PL(損益計算書)と CI(包括利益計算書)は「経済的単一体説」、BS(貸借対照表)と SS(株主資本等変動計算書)は「親会社説」に立脚するという中途半端な構造になっているが、早急に、IFRS に合わせて、BS と SS も「経済的単一体説」に移行するべきである。

・新公会計基準により、一部の自治体では「連結精算表」も開示している。近年会計に関する不祥事が頻発しているが、「連結精算表」の開示義務化により、大きな抑制効果があると考えられる。システム監査の立場から考えると、連結決算処理を行う以上、連結精算表のデータの作成は物理的に不可避であり、このデータはシステムに存在している筈であるので開示するのに特段の煩雑さは発生しないと考えられる。

・第 11 項については、決して望ましいことではないので、書き方を改め、「記載することが望ましいが、止むを得ない場合は記載しないことができる」という書きぶりに改めるべきである。システム監査の立場から考えると、ERP システムの普及により、これらの情報は、多く会社は把握できている筈であり、開示することが大きな負担になるとは考えづらいからである。

・第 6 問においても指摘したように、個別財務諸表の注記の簡素化は積極的には行うべきではない。システム監査の立場からすると、その注記を行うために開示するのに特段の煩雑さは発生しないと考えられるからである。

(以上)